

金融サービス提供法に係る重要事項

(農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済)

農業共済制度は、行政庁の指導・監督のもと、組合・国の２段階による責任分担を行い広く危険分散を図るなど、共済金の確実な支払ができる仕組みをとっておりますが、次のような場合には、共済金の全額又は一部が支払われないこと、又は共済関係を解除することがあります。

- (１) 通常すべき肥培管理、飼養管理及び施設等の管理、その他損害防止を怠った場合
及び損害防止について組合の指示に従わなかった場合
- (２) 加入申込みの際等に、重大な過失等により不実の通知をした場合
- (３) 正当な理由がなく、払込期限までに掛金の払込みを遅滞した場合
- (４) 被害発生時に組合への通知を怠り、また、重大な過失等により不実の通知をした
場合

また、組合の財政状況によっては、共済金としてお支払する金額が削減されることがあります。

※ご加入される方は、この重要事項をご了承いただいたうえ、加入申込書をご提出ください。

金融サービス提供法に係る重要事項
(建物共済)

建物共済制度は、行政庁の指導・監督のもと、組合・全国農業共済組合連合会・全国共済農業協同組合連合会による責任分担を行い、広く危険分散を図るなど共済金の確実な支払ができる仕組みをとっておりますが、次のような場合には、共済金の全額又は一部が支払われないこと、又は共済関係を解除することがあります。

- (1) 通常すべき管理、その他損害防止を怠った場合及び損害防止について組合の指示に従わなかった場合
- (2) 加入申込みの際等に、重大な過失等により不実の通知をした場合
- (3) 正当な理由がなく、払込期限までに掛金の払込みを遅滞した場合
- (4) 被害発生時に組合への通知を怠り、また、重大な過失等により不実の通知をした場合

また、組合の財政状況によっては、共済金としてお支払する金額が削減されることがあります。

※ご加入される方は、この重要事項をご了承いただいたうえ、加入申込書をご提出ください。

金融サービス提供法に係る重要事項
(農機具共済)

農機具共済制度は、行政庁の指導・監督のもと、共済金の確実な支払ができる仕組みをとっておりますが次のような場合には共済金の全額又は一部が支払われないこと、又は共済関係を解除することがあります。

- (1) 通常すべき管理及び操作、その他損害防止を怠った場合及び損害防止について組合の指示に従わなかった場合
- (2) 加入申込みの際等に、重大な過失等により不実の通知をした場合
- (3) 正当な理由がなく、払込期限までに掛金の払込みを遅滞した場合
- (4) 被害発生時に組合への通知を怠り、また、重大な過失等により不実の通知をした場合

また、組合の財政状況によっては、共済金としてお支払する金額が削減されることがあります。

※ご加入される方は、この重要事項をご了承いただいたうえ、加入申込書をご提出ください。

金融サービス提供法に係る重要事項

(保管中農産物補償共済)

保管中農産物補償共済制度は、行政庁の指導・監督のもと、組合・全国農業共済組合連合会による責任分担を行い、広く危険分散を図るなど共済金の確実な支払ができる仕組みをとっておりますが、次のような場合には、共済金の全額又は一部が支払われないこと、又は共済関係を解除することがあります。

- (1) 通常すべき管理、その他損害防止を怠った場合及び損害防止について組合の指示に従わなかった場合
- (2) 加入申込みの際等に、重大な過失等により不実の通知をした場合
- (3) 正当な理由がなく、払込期限までに掛金の払込みを遅滞した場合
- (4) 被害発生時に組合への通知を怠り、また、重大な過失等により不実の通知をした場合

また、組合の財政状況によっては、共済金としてお支払する金額が削減されることがあります。

※ご加入される方は、この重要事項をご了承いただいたうえ、加入申込書をご提出ください。